

## 公示

「山地災害発生時における自動二輪車等を用いた被災状況調査等の実施に関する協定」締結に係る公募について

標記について、協定締結を希望する者を下記により公募します。

令和7年9月8日  
林野庁 九州森林管理局  
局長 眞城 英一

### 記

#### 1. 件名

山地災害発生時における自動二輪車等を用いた被災状況調査等の実施者の公募

#### 2. 目的

九州森林管理局の所管する国有林野内（以下、「管内国有林」という。）において、山地災害や林道施設災害（以下、「山地災害等」という。）が発生した際に、2次被害防止や応急対策及び災害復旧事業の検討のため、被害状況を早期に把握する必要がある。

このため、山地災害等により発生した林地荒廃、林道施設の損壊等により車両等が通行できない道路（林道を含む）や悪路を走行できる、特殊走行技能を有する者（以下、「特殊走行技能者」という。）が自動二輪車又は原動機付自転車（以下、「自動二輪車等」という。）を用いて、山地災害等の発生時に速やかに管内国有林の被災状況調査できる体制を予め協定により締結し、迅速な被災状況調査の把握に資することを目的とする。

#### 3. 協定内容

- (1) 協定条件 別紙の協定書（案）のとおり
- (2) 協定区域 管内国有林を基本とする。  
ただし、九州森林管理局長が必要を認めた場合は管内国有林周辺の民有林も対象とする場合がある。
- (3) 調査概要 想定する被災状況調査は、特殊走行技能者が自動二輪車等を用いて被災箇所の被災状況画像、位置情報等のデータ取得とする。  
ただし、九州森林管理局長が必要と認めた情報についても収集を依頼する場合がある。

#### 4. 応募資格

本協定の締結希望者は、次の全ての条件を満たす者とする。

- (1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

- (2) 令和7・8・9年度全省庁統一資格の「役務の提供等」を有し、また、希望する地域において「九州・沖縄」を選択している者であること。
- (3) 本公募の申請書等の提出期限の日から協定締結時までの期間に、九州森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知）及び「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止措置要領について」（平成26年12月4日付け林政政第338号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (4) 「会社更生法」（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は、「民事再生法」（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（令和7年3月31日）9（2）に規定する手続をした者を除く。）でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、林野庁が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。
- (6) 九州森林管理局長が開催する防災訓練に必要な応じて参加できること。
- (7) 道路及び悪路を走行可能な自動二輪車等について、協定参加希望者自ら保有する若しくは緊急時にリース等で確保できること。

なお、「リース等」とは、リース（年間契約含む）及び協力者の保有する車両を使用する場合をいう。
- (8) 特殊走行技能者として一般社団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（MFJ）が発給、管理する競技ライセンス資格（トライアル国際A級ライセンス、トライアル国際B級ライセンス、エンデューロ国際A級ライセンス、エンデューロ国際B級ライセンス、モトクロス国際A級ライセンス、モトクロス国際B級ライセンスのいずれか）を有する者を九州森林管理局管内の各県（福岡県、佐賀県、長崎県、大分県、熊本県、宮崎県及び鹿児島県）に主担当者1名、副担当者1名以上を配置できること。

ただし、主担当者は他県の副担当者を兼任することは認めるが、他県の主担当者を兼任することは認めない。

## 5. 協定期間

協定期間は協定締結の日から令和8年3月31日までとする。

以後、協定内容に変更が無く、協定者双方から申し出が無い場合に限り、協定書の満了の日の翌日から1年間自動的に継続するものとする。

ただし、4（2）に示す全省庁統一の「役務の提供等」を失効した場合には適用しないものとする。

## 6. 申請書様式の入手

申請に必要な様式（様式－1、様式－2及び様式3－1～3－7）は、以下の九州森林管理局HPのリンク先より入手すること。

リンク先：[\(企画競争・公募情報（九州森林管理局）：九州森林管理局\)](#)

## 7. 申請書類等の提出

この公募に参加を希望する者が提出しなければならない申請書及び添付書類（以下、「申請書類等」という。）の提出先については以下のとおりとする。

### (1) 申請書類等の提出場所及び当該公示に関する問合せ先

〒860-0081 熊本市西区京町本丁2番7号

九州森林管理局 計画保全部 治山課 担当：災害対策指導係

電 話：096-328-3632

メール：[ky\\_chisan@maff.go.jp](mailto:ky_chisan@maff.go.jp)

### (2) 申請書類等の提出方法

原則として、電子メールに申請書類等を添付し提出すること。

電子メールにより申請書類等を提出する際は、件名に「山地災害発生時における自動二輪車等を用いた被災状況調査等の実施に関する協定に係る申請書類の提出」と記載し、当該メールの本文に担当者の氏名、連絡先のメールアドレス、電話番号を記載すること。

なお、当該メールを送信後に当該メールの着信の有無について、7（1）に示す連絡先に電話により確認すること。

上記の方法によりがたい場合は、返信用封筒に返送先の宛先を明記の上、簡易留料金を加えた所定の料金の切手を貼って、申請書類等と併せて持参又は郵送（郵送は書留に限る。7.（4）受付期間内必着のこと。）又は信書便により提出すること。

FAX による提出は受け付けない。

### (3) 申請書類等の作成方法

申請書は、様式1により作成すること。紙による提出で様式1の押印を省略する場合は、様式1の余白に「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することとする。

調査票は、様式2、様式3-1～3-7により作成すること。作成時点は令和7年8月1日現在で作成すること。

① 上記4.（2）に規定する資格を得ている者に交付される「資格審査結果通知書」の写しを添付すること。

② 協定参加希望者自ら保有する車両、またリース等による保有台数を様式2に記載し、様式2に記載した自動二輪車等の保管場所は様式3-1～3-7に記載し、保有台数及び保管場所が確認できる資料の写しを添付すること。

なお、リース等の場合は契約書の写しを添付し、協力者の車両を使用する場合は協定書・契約書等の写しを添付すること。

③ 上記4.（8）に定める特殊走行技能者について、氏名、保有資格（有効期限含む）、居住地、担当県を、担当県毎に様式3-1から様式3-7に記入し、保有資格及び有効期限並びに居住地が分かる資料を添付すること。

### (4) 申請書類等の受付期間

令和7年9月8日（月）から令和7年9月26日（金）。

(持参による場合は、土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日を除く 10 時 00 分から 17 時 00 分とする。)

- (5) 申請書類等の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
- (6) 提出された申請書類等は、参加資格確認作業以外に無断で使用しない。
- (7) 提出された申請書類等は、返却しない。
- (8) 提出期限以降における申請書類等の差替え及び再提出は認めない。

## 8. 申請書類等の作成に関する質問

申請書の作成に関する質問がある場合は、原則として、電子メールに質問書（自由様式）を添付し提出すること。

電子メールにより質問書を提出する際は、件名に「山地災害発生時における自動二輪車等を用いた被災状況調査等の実施に関する協定に係る申請書類等の作成に関する質問書の提出」と記載し、当該メールの本文に担当者の氏名、連絡先のメールアドレス、電話番号を記載すること。

なお、当該メールを送信後に当該メールの着信の有無について、7（1）に示す連絡先に電話により確認すること。

上記の方法によりがたい場合は、返信用封筒に返送先の宛先を明記の上、簡易留料金分を加えた所定の料金の切手を貼って、申請書類等と併せて持参又は郵送（郵送は書留に限る。8.（1）受付期間内必着のこと。）又は信書便により提出すること。

FAX による提出は受け付けない。

### (1) 質問受付期間

令和7年9月8日（月）から令和7年9月24日（水）。

(持参による場合は、土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日を除く 10 時 00 分から 17 時 00 分とする。)

### (2) 提出場所 上記7.（1）に同じ。

### (3) 質問書に対する回答

質問書に対する回答は、令和7年9月30日（火）までに、この公募に関する申請書類を提出した全ての者に、電子メール（または書面）にて回答する。

## 9. 協定締結者の選定結果の通知

「山地災害発生時における自動二輪車等を用いた被災状況調査等の実施に関する協定書」の締結にかかる選定結果については、申請者へ電子メール（または書面）をもって通知する。

なお、通知は令和7年10月10日（金）までに通知するものとし、協定締結は10月中を予定している。

## 10. 非選定理由に関する事項

非選定の通知を受けた者は、九州森林管理局長に対しその理由について、以下に従い書面（様式自由）により説明を求めることができる。

説明を求める場合は、原則として、電子メールに理由説明依頼書（自由様式）を添付し提出すること。

電子メールにより理由説明依頼書を提出する際は、件名に「山地災害発生時における自動二輪車等を用いた被災状況調査等の実施に関する協定に係る非選定理由説明依頼書の提出」と記載し、当該メールの本文に担当者の氏名、連絡先のメールアドレス、電話番号を記載すること。

なお、当該メールを送信後に当該メールの着信の有無について、7（1）に示す連絡先に電話により確認すること。

上記の方法によりがたい場合は、返信用封筒に返送先の宛先を明記の上、簡易留料金分を加えた所定の料金の切手を貼って、申請書類等と併せて持参又は郵送（郵送は書留に限る。10.（1）提出期限内必着のこと。）又は信書便により提出すること。

FAX による提出は受け付けない。

(1) 理由説明依頼書の提出期限

令和7年10月14日（火）から令和7年10月21日（火）。

（持参による場合は、土曜日、日曜日、祝日及び閉庁日を除く10時00分から17時00分とする。）

(2) 提出場所 上記7.（1）に同じ。

(3) 理由説明依頼書に対する回答

令和7年10月31日（金）までに電子メール（または書面）により回答する。